

## 労務費に関する基準(素案)に関する論点について

---

# 労務費に関する基準(素案)に関する論点①

## ○基準の具体値の取扱いについて

- ・労務費に関する基準の具体値(基準値)については、多岐にわたる分野において設定され、工種(作業)・規格・仕様による細分化は可能な限り避けているものの、相当数の基準値及びそれに付随する適用条件等が設定されることとなる。
- ・各分野の職種別意見交換(元請団体・専門工事業団体が参加)において、基準値及び適用条件の妥当性に係る議論が行われることは前提とした上で、基準値の決定・改定・公表について、総会・WGにおける関与をどのように整理するか。

### 案①

- ・「労務費に関する基準」の本体文書は、以下に記載する基準値に係る基本的な考え方を示す文書として整理し、基準値の決定・改定については国土交通省において行う。
  - ・位置づけ(あくまで目安であって個別契約における適正な値を定めるものではないこと)
  - ・定め方(計算方法、職種別意見交換の枠組みによる議論、職種別意見交換における検討フロー、基準値を示す際の基本的なフォーマット)
  - ・設定・改定(設定・改定手続きの考え方、国土交通省が担うこと)

### 案②

- ・「労務費に関する基準」の本体文書に基準値も添付し、基準値についても中央建設業審議会による勧告対象として扱う。

### 案①と案②の比較

#### 案①

#### 案②

法的位置づけ	○(作成主体が変わっても、中建審が作成・勧告する「基準」と一体的に運用する方針に影響はない)	○
審査の現実性	○(個々の分野の実情に応じた詳細な適用条件等の適切な設定と、状況の変化に応じた迅速かつ柔軟な対応が可能)	×(個々の事情をWGですべて聴取して妥当性を審議するのは困難、個々の審議事項が膨大となり、時間もかかるため、迅速かつ柔軟な対応が困難)

### (対応方針(案))

- 「基準値」の作成主体が変わったとしても、公共工事設計労務単価水準の労務費の確保を目指すこととする運用に影響が生じるものではないことから、案①を採用し、本体文書では、基準値に係る基本的な考え方を明記することとし、その範囲での基準値の決定・改定については、労務費WG・職種別意見交換会の関与（次頁参照）を前提として、国土交通省において示すこととしたい。

- 「労務費に関する基準」に基づく適正な水準の労務費の確保を円滑にする観点から、一定の職種分野について、専門工事業団体・元請団体等により構成される職種別意見交換会における検討を行った上で、標準的な作業・施工条件等を前提とした場合に適正な水準の労務費として算出される、基準の具体値（基準値）を国土交通省が示すことを位置づける。

## 労務費の基準WGと職種別意見交換会の役割分担

### 労務費の基準に関するワーキンググループ<sup>†</sup>

構成：有識者、発注者、受注者（事務局 国土交通省）

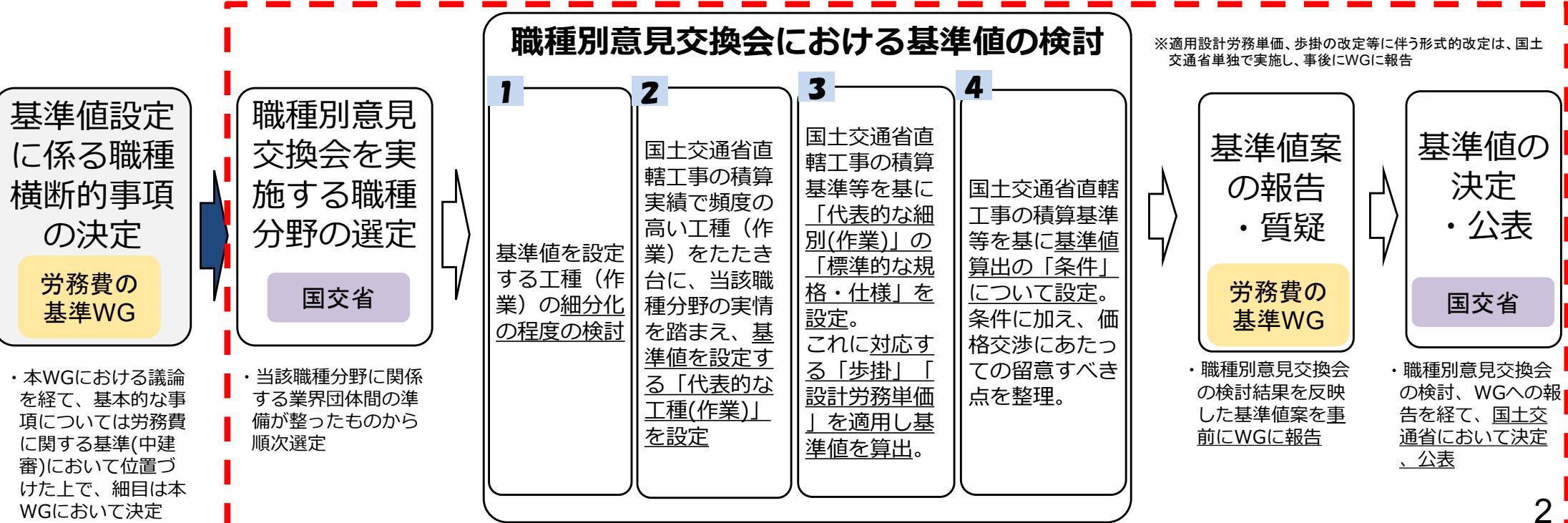
役割：  
・職種分野横断的な主要論点の議論  
・労務費に関する基準案の作成

### 職種別意見交換会

構成：当該基準値に関する専門工事業団体、元請団体、国土交通省

役割：基準値を設定すべき代表的な工種（作業）、当該職種分野の実情に応じて必要な留意点等に係る検討

## 基準値の設定に係る検討のフロー



# 労務費に関する基準(素案)に関する論点②

## ○実効性確保策の取扱いについて

- ・労務費の基準の実効性確保策については、厳密には基準そのものとは異なる性質のものであるものの、基準の本来目的を達するために必要な取り組みとして、基準と両輪で検討されるべき性質のもの。
- ・一方、実効性確保策は、基準の考え方を踏まえた見積りの定着状況や建設労働者の賃金水準、建設業を取り巻く状況の変化等により、具体的に取り組むべき内容は変動しうるものであり、また、詳細な実施内容については政策的判断として、個々の関係者との調整を経て決定されるべき性質のものも含まれる。
- ・これを踏まえ、実効性確保策を基準の本体文書においてどのように取り扱うべきか。

### 案①

- ・ 実効性確保策については、「労務費に関する基準」の本体文書に記載するのではなく、別途資料(第8回WG(6/3開催)資料の時点更新をイメージ)において、WGでの合意事項として整理し、総会に報告。

### 案②

- ・ 実効性確保策の基本的な考え方や取り組むべき事項の概要について「労務費に関する基準」の本体文書に記載する。

## 案①と案②の比較

### 案①

#### 位置づけの明確さ

×(基準と実効性確保策の関係性や、実効性確保策の重要性が分かりづらいものとなる)

### 案②

○(基準の実効性確保策についても中建審の審議を経たものとしてセットされ、両輪で扱われるべきものとしての整理が明確化される。)

#### 迅速な対応

○

○(慎重な検討を要する基本的な考え方・取り組むべき事項の概要以外の、実施細目に係る事項への迅速な対応に支障は生じない)

## (対応方針(案))

- これまでの審議の経緯を踏まえ、案②を採用し、本体文書において、実効性確保策の基本的な考え方や取り組むべき事項の概要についても明記することとし、中建審の合意対象として位置付けることとしたい。

# 改正法施行後における継続検討事項等の取扱いについて

- 「労務費の基準の作成に関するWG」については、中央建設業審議会総会から、労務費に関する基準の作成を目的として設置することとされていたところ。
- 本年12月までに予定される、改正法の施行に合わせた本基準の作成・勧告以降においても、
  - ・本基準の運用状況のフォローアップ
  - ・それを踏まえた「労務費に関する基準」本文及び基準値に係る細目の改定に係る検討
  - ・本基準の実効性確保策のうち、継続検討事項とされた部分に係る検討
  - ・その他本基準に係る追加的な施策の要否及びその実施方針に係る検討が必要であり、検討体制等については改めて整理した上で、上記の議論を継続する方向で総会にお諮りすることとしたい。

# 【参考】労務費に関する基準の作成に関するWGの設置

令和6年3月27日  
中央建設業審議会資料

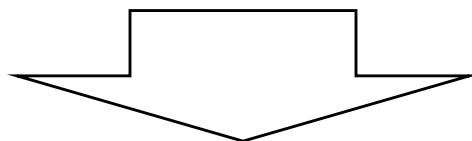
- 中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会 中間とりまとめ（令和5年9月19日）（一部抜粋）

## （1）標準労務費の勧告

請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、～(略)～廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いるため、適正な工事実施のために計上されるべき労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定し、これを「標準労務費」として、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関である中央建設業審議会から勧告すべきである。

### （留意点）

標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、～(略)～行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要である。



標準労務費の作成のため、法案成立後に中央建設業審議会にWGを設置し、検討を行っていくこととしたい。

※国会提出中の建設業法の一部改正を含む法律案においては、  
中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告できることとしているが  
この規定は公布後3ヶ月以内に施行することとしている。